

## 漢代田制考証

佐竹 靖彦

【要約】 筆者は別稿において、商鞅田制のいわゆる二百四十歩一畝制における一畝の実際の面積は、従来の百歩一畝の周制の三倍であるとする見解を提出した。本稿では、この見解と関連して、漢代においてもこの二つの畝制が相変らずこの比率で換算されながら共存していたとする実証作業を前提に、漢初の十五分の一の率による田租の徴収は従来ど通りに農民の耕作地を対象に行なわれたものであるが、武帝期の三十分の一の率による田租の徴収は、これを農民の保有地対象に切り替えたものであると主張した。それは農業生産力の面から言えば、商鞅田制以来の耕地年一作化への動きの終着点であるとともに、田制の面から言えば、國家が個々の農民の耕地状況にまで立入って把握する従来の体制の放棄を意味していた。

商鞅田制を起点とする社会変化の基礎にあつたのは、鉄製手労働農具による農法の普及であつたが、最終章ではこれと異質なものととして展開した鉄犁牛耕農法の展開の起点としての代田法を検討し、そこでも少くとも出発点においては、旧畝制がその農法の基礎にあつたこと、具体的にいえば、従来新制五頃の地とされていた代田農法の耕区は、旧制五頃の地を単位とする耕区三つに相当していたことを論証した。

史林 七〇巻一号 一九八七年一月

## はじめに

従来の秦漢期の田制に関する諸研究は、いわゆる周制としての百歩一畝制が、遅くとも漢の武帝期には全面的に二百四十歩一畝の新制に切り替えられたこと、この二つの畝制の単位面積の比率は、一対二・四であったことという二つの基礎的事実認識の上に立っておしすすめられてきた。

これに対して筆者は、別稿『商鞅田制考証』において、<sup>①</sup>商鞅田制は共同体的制約下におかれた隔年耕作の易田体制の打

破をめざしたものであるが、そこでは従来の地割は可能な限り尊重され、二百四十歩一畝制と称せられる新畝制の実際の面積は、いわゆる周制の三百畝の面積に等しいこと、商鞅はこれを趙制に仮托するために、陌道に沿った一辺に対して、旧来の一・二五倍の新尺度を適用することにより、全体の面積を名目上周制の二・四倍に読みかえたこと、したがってまた、この二つの畝制は三対一という簡単な比率で読みかえられ、秦漢時代を通じて共存したこと等の諸点を主張した。このような論証を前提として考えれば、漢代の田制に対する理解はその第一歩から再建されなければならないことになる。

本稿は実証的には、漢代の畝制と田制に関する基礎的事実に対する正確な認識の確立をめざすものではあるが、同時に従来の漢代田制史研究の弱点を、一つの畝制が、どのような生産力のあり方に対応していたのか、またそれは田地をめぐる国家と農民とのどのような関係を反映していたのかといった諸点に対する意識的な検討が十分になされてこなかった点にもとめ、この二つの視点から個々の事実とその連関をさぐるうとするより大きな試みの一部としてこのような実証作業を行いたいと考える。

① 拙稿『商鞅田制考証』(史学雑誌掲載予定)。なお、この論文は第二章注⑤⑥⑦⑧参照。  
章注⑨⑩⑪、とりわけ⑬の渡辺信一郎氏の論文と関連している。あわ

せて参照を願いたい。

## 一 漢代における二重畝制について

最近の渡辺信一郎氏の諸論考(第二章注⑤⑥⑦⑧参照)や筆者前掲稿によって明らかのように、商鞅田制は、同じ手労働農具が木石から鉄製に代ったことによる作業能率の上昇に対応したものであって、そこでは畝立て法等の日常の労働過程の面での質的变化が想定されているとは思われない。この面から考えても商鞅田制における新畝制あるいは一般的に二百四十歩一畝制の新畝制の採用が旧畝制の消滅をもたらしたと予想することは困難である。しかし、二百四十歩一畝制の採用

を前漢景帝年間のことと考え、それ以後には旧畝制による表示は見られないと断定する伊藤徳男氏をはじめ、全ての論者が少くとも武帝期以降の旧畝制の消滅を当然の前提として議論をすすめているので、ここでは史料そのものに即して漢代の旧畝制のありかたをさぐることにしたい。

漢代、それも後漢代において、旧畝制にもとづいて地積を表示していると思われる史料に地券がある。漢代地券についての最近の研究としては、渡辺信一郎氏の『阡陌制論』(『東洋史研究』四三・四、一九八五)があり、同論文は、漢代の田地が陌に所属していたことを明らかにした点において高い価値をもっている。当面の問題との関連について言えば、田畑が陌に所属しているということは、渡辺氏が正しく復元しているように、耕地の一端が陌上におかれること、すなわち耕地条が陌に垂直に位置していることを意味している。ところで、商鞅田制における新制百畝の地は、筆者が前掲別稿で復元したように、阡道に沿って旧制百歩(『新制八十歩』)、陌道に沿って旧制三百歩(『新制二百四十歩』)の長さをかけあわせたものとして構成されている。そしてそこでは、横軸は新制の尺度によって、縦軸は旧制の尺度によって表示されるのであるから、新畝制は現実に陌道に垂直なものとして存在している耕地条の面積を表示するためには、はなはだ不都合な畝制だったのである。

さて、渡辺氏は同稿で、地券に記された『壘門亭部什三郎西袁田三畝』『穀郊亭部三伯西袁田十畝』の二例に見える『袁』の字を、端<sup>は</sup>の意と考え、この二地片は「陌の西端の地」として端的にその所在が指示されているので、他の地片とはことなっており、その四至が記されていないのだとされた。おそらく渡辺氏のこの見解は事態の正鵠を射たものであろう。さらにつけ加えれば、ここが西端の田というだけで四至記載が必要でないのは、西端でしかもその地条が陌間全てをうめている場合に限られるということである。西端の田でもたとえば南北長が三十歩であれば、のこり七十歩分の田地との隣至関係が生じるからである。

ところで、このような地条の面積を新畝制で表現するとすれば、十畝の地条の場合にはそれに対応する陌の長さは二十四歩、三畝の場合には七・二歩となり、はなはだしく不自然である。逆にこれが旧畝制による表示であると考えれば、当

然のことながら、たとえば十畝の面積に対応する陌の長さは十歩、三畝の場合には三步となつて自然な数値がえられる。こうして、漢代の地券に表示される地積は旧畝制によつたものと考へざるをえないのである。

漢代における旧畝制と新畝制の共存を示唆する今一つの手がかりは、礼記王制第五に見えるいわゆる東田問題である。この部分の礼記には次のように書かれている(段落は筆者による)。

[I] 古<sup>いせえ</sup>は周尺八尺の長さをもつて一步としていた。今は周尺六尺四寸をもつて一步としていた。

[II] 古<sup>いせえ</sup>の百畝は、今の東田の百四十六畝三十歩に當る。

[III] 古<sup>いせえ</sup>の百里は、今の百二十一里六十歩四尺二十二分に當る。<sup>②</sup>

このはなはだ難解な一連の記事に対して鄭玄は、現在では周尺の長さはわからないが、もし現今の一尺が周尺八寸にあつたと仮定すれば、古の百畝は現在の百五十六畝二十五歩にあたり、古の百里は現在の百二十五里にあつたと注している。そしておそらくI、II、III全体を貫く論理構造の説明としては、この鄭玄の説明が當を得ているものと思われる。

これに対して文献通考卷一三一の『歴代製造律呂』に、次のように言う。

王制は古には周尺八尺を一步とし、今は周尺六十四寸を一步としているという。ここでいう周尺八尺とは八寸一尺の周尺ではかつた場合を言い、周尺六十四寸とは十寸一尺の周尺ではかつた場合を言う。このいずれもが周尺と稱されているからには、周代には八寸一尺と十寸一尺という二つの尺を用いていたことは明らかである。

しかし、礼記の本文を一見すれば明らかかなように、[I]古の歩の長さ、[II]古の百畝の広さに相當する今の面積、[III]古の百里の長さに相當する今の里の長さ、の三つの問題が論じられている。そして、そのいずれの場合にも、昔の尺度の方が今の尺度より長いという結論が示されているのである。

この結論そのものは、残存する尺度から知られる尺度の歴史的な動きに合致しない特異なものであり、そのことの意味については、のちに再びふれるが、古の一步も今の一步も同じ長さであるとする架空の判断の上に立つて、古は周尺八寸

を一尺とし、今は周尺十寸を一尺とすると解する通考の論は断章取義の言であると言わざるを得ない。<sup>⑧</sup>

ところで、この一文全体の論理構造を正しく把握していると思われる鄭玄注の示す数字と、王制本文の示す数字とが相  
当な食い違いを見せているのは何故であろうか。このことを追求するためには、この礼記王制の本文の構造をさらに明  
らかにする必要がある。この王制の論理構造をさぐるキーワードとなるのが『東田』の一語であることは容易に推察され  
るが、この『東田』については、周知の如く清の俞正燮が、その癸巳類稿卷三『王制東田名制解義』で卓抜な解釈を示している。

王制には、古いにしへは周尺八尺を一步とし、今は周尺六尺四寸を一步とするといひ、また古の百畝は今の東田百四十六畝三十歩である  
とする。この東田の意味については、鄭玄・王藩・熊安生・皇侃・劉芳・孔安國等の大家もまた正解に達していない。なかには詩  
經にいう『其の畝を南にし、東にせよ』という場合の『南畝』のことであるとすするものまである。卓見によれば、今の東田とい  
うのは、漢の武帝のときの洛濱以東、黄河の北の燕・趙及び南方の舊井田地割ののこっている地域を言うのである。武帝以後には、  
このような地割は無くなった。史記本紀には「商鞅は阡陌を開き、東地は洛を渡った」と言っている。ここで「阡陌を開く」と  
言うのは井田地割を廢止し、二百四十歩を一畝とする地割にかえたことを言う。「東地は洛を渡る」と言うからには、秦の領域  
では全て井田地割に變えたのである。しかし六國では依然として百歩を一畝とする井田地割をとっていたので、ここで『東田』と  
言うのは、秦の領域での二百四十歩一畝の制による『秦田』に對して言っているのである。

ここで俞正燮が南方の水田地帯までも井田地割を採用していたとする点にはただちに従いえないが、東田を、洛濱以東  
で行われていた百歩四方を百畝とする地割を指すとする主旨は正しいものと思われる。

ところで、この俞氏の見解に従って礼記王制の本文を解釈すれば、礼記の著者戴聖は、前漢のはじめ武帝による二百四  
十歩一畝制の全面的採用以前に、いかえれば関中の秦地においては商鞅以来の二百四十歩一畝制が施かれ、洛濱以東に  
おいては、相変らず井田地割が行なわれている時点において、古今の歩制・里制・畝制を比較してそこに通貫する比率を  
指摘し、しかも、畝制については古の畝制とは原理を異にする二百四十歩一畝制をとる秦地のそれではなく、洛濱以東の

井田地割におけるそれをもって、古の畝制との比較を行ってことになる。これは史家そのもののまことに周到な態度と言えるが、このような周到な態度は、雑然とした資料の集積の觀を呈する礼記王制そのものの性格に合わないように見える。しかも、そこで主張される古から今に到る尺度の縮少という事柄は、現在多くの出土資料によって知られるこの時期の尺度の動きに真向から矛盾するのである。<sup>①</sup>

この点から考えれば、戴聖がもっともらしく提出した古今尺度変化論は、実はかれの誤解にもとづくものではなかつたと推測される。

筆者は先に前掲別稿『商鞅田制考証』において、商鞅田制での新制百畝の耕区は、旧制百畝の耕区三つ分からなりたっていたこと、及び商鞅はこの新耕区の横軸の計測に新尺度を採用することにより、これを二百四十歩一畝制に読みかえていたことを立証し、本章では地券の分析から、この新旧両畝制の二重構造は後漢代にまでつづいていと推定した。さらに、戦国期の齊地において秦制のバリエーションとして旧制百畝の耕区三つをそのままの形で新耕区として、これを従来の小畝に対して大畝と名づける田制が施かれていたことについても、同じ別稿で検証した。したがって、実際の面積について言えば、齊地の大畝と小畝との関係は、そのまま秦地の大畝すなわち二百四十歩一畝制の新畝制と小畝すなわち百畝一步制の旧畝制、との関係に等しいのであって、齊地の『小畝』すなわち『東田』は、秦地の小畝と全く同じ大きさだったのである。したがって礼記王制に見える『東田』とは、秦地において二百四十歩一畝の大畝をたとえば『秦田』というように呼ぶのに対して、東方齊地の田地と同じ畝制によるという意味において使用された語であり、その内容は秦地における百歩一畝の旧畝制による耕地の呼称そのものであったと思われるのである。そして、このように考えてはじめて、ここの〔I〕〔II〕〔III〕の各条は全て漢の国都長安をふくむ秦地における古今の度量衡の比較として話の筋がおるのである。

ところで、秦地におけるこの『東田』すなわち小畝の百畝は、両辺全てを新尺度によって計量すれば一辺八十歩の正方形となる。戴聖は当時の小畝一夫の地の一辺が八十歩であることから、古の人民はより広い耕地を割りあてられていたと

想像し、古の一夫の地を新制百歩四方の広さであると考えて古制を復元したのではないだろうか。

この古制の復元にとつての困難の一つは新制一頃の地が年一作方式化するにつれ、阡道あるいはその後身としての畦道が消滅して繩のびが生じてくることである。今、横幅旧制三百歩間の幅旧制三歩の阡道全てが不要となつて消滅した場合を考えると繩のびの率は  $300 \div 300 = 1.03$  となる。<sup>⑤</sup> この数字でもつて、戴聖の考える尺度延長の素率一・二五を割ると、一・二一三六という数字がえられる。次にこの数字を自乗すると、一・四七二八となり、この二つの数字を百倍すると、それぞれ礼記王制に記された距離と面積に近似している。それらがピッタリ一致しないのは、礼記王制自身に記された距離の数字の自乗が面積と一致しないのと同じ要因、おそらくは計算ミスによるものではないだろうか。とりわけここでの距離の長さの単位は完全には十進法をとらないので、そこに戴聖のある程度の計算ミスを想定することは可能であると思われるのである。

① 本稿第二章第一節参照。

② 古者以周尺八尺為步。今以周尺六尺四寸為步。古者百畝。当今東田百四十六畝三十步。古者百里。当今百二十一里六十步四尺二十二分。

③ 関野雄氏がその『中国古代の尺度について』（東洋学報三五―三・四、一九五三、中国考古学研究）で、この見解に追随しているのは、精

緻濃厚な同論文の微瑕である。

④ たとえば、国家計量総局主編文物出版社出版『中国古代度量衡図集』一九八一。

⑤ 商鞅改制前後を通じて、阡陌の幅が旧制三歩と想定されることについては、前掲拙稿参照。

## 二 漢代の田租徵收率と田租徵收の基礎

### (1) 田租徵收率の変動とその意味

前章での考証が正しければ、秦制をうけた漢代田制においては、一貫して二百四十歩一畝の新制と、百歩一畝の旧制とが、同じ地積の二重の呼称として共存していたことになる。

もし、このことが事実であるなら、それは従来の漢代田制の位置づけを根底から覆すことになるはずである。漢代田制

は何よりもまず秦代の田制との継承関係においてあらためて位置づけられなければならない、しかもここでは地積の評価そのものがこれまでとは全く異った形でなされなければならないからである。

このように考えれば、そこでははなはだ多方面にわたる漢代田制の再検討が要請されることになるが、ここではとりあえず、そのうちの田租の徴収率とそれをめぐる諸問題という限られた論点について、その作業を進めることにしたい。

周知のように、中国においては少なくとも戦国期以来、田租十分の一というのが、多くもなく少くもない標準的な税率であるとされてきた。春秋宣公十五年（BC五九四）の『初税畝』条公羊伝は、この観念を明白に次のように提示している。

古は十分の一の労働徴収率で藉田を行ってきた。古いにしへにどうして十分の一の率で藉田を行ったのであろうか。それは十分の一の徴収率が天下の中正であったからだ。十分の一より多ければ、それは夏の桀王のごとき暴政であり、十分の一より少なければ、それは貉族のごとき未開野蠻の社會である。十分の一の税率は天下の中正である。十分の一の税率が行なわれれば、贊美の聲が湧きおこる。

これは、魯の宣公が畝に税したことを、従来の藉田による人民の労働の十分の一の徴収の上に、さらに新しい収奪を加えたものとして非難する文脈での発言であり、事実認識の当否については別に検討を要するけれども、その発言内容は当代の常識的観念をよくあらわすものである。

ところで、前漢の時代に田租の徴収率はまず（十分の一から？）十五分の一にひき下げられ、つづいてさらに三十分の一にひき下げられたと史記本紀、漢書食貨志等の史料は記している。もしこのことが事実であったなら、それは驚倒に値する善政（あるいは悪政？）であるはずなのに、これらの改革を贊美する発言は、ほとんど記録にのこされていない。そのようなものとして、われわれが知っているのは、次に示す塩鉄論未通篇十五の御史の言に止っていると云ってよいであろう。

古には田を制すること百歩でもって一畝とし、民は井田地制に従って百畝の耕區を耕し、十分の一の率でその労働を提供した。このようにすじまゝ義として公を先にして己を後にするのは臣民たるものの職分である。先帝は、人民の生活が苦しく、衣食が足らないの



を哀憐あわれまれ、二百四十歩を一畝とする廣い耕區を設定され、三十分の一の徴収率で田租を納入させることとされた（制田二百四十歩而一畝、率三十而稅一）。怠惰な農民が與えられたこの廣い耕區を耕しきれずに饑え寒こえるのは道理というものだ。耕さないで種播たねきをしようとし、種播たねきをせずに收穫しようとする農民に問題があるのであって、鹽鐵專賣にその責めをきせようとするのはお門違いというものだ。

ここで先帝といわれているのが武帝を指すことは平中岑次氏の説かれる如くである。<sup>①</sup>

この御史の言は、その前に文学が武帝の對外征服戦争がもたらした国内の疲弊のため「方今、郡國は田野に墾くわあるも墾くわさず、城郭に宇いあるも実みさず」という状態がもたらされたと主張しているのに対する反論であるが、この御史の言においても、直接には田租の徴収率の低下によって農民たちの生活が救われたとはのべていないことが注目される。「田を制すること二百四十歩にして一畝、率ね三十にして一を稅す」という御史の言をどう解するかを別としても、そこで言われていることは、農民には十分な田地を与えている、農耕に精を出さないうで餓えこごえるのは自業自得だと言うことに尽きるのである。それは現実の問題としては文学が「田野に墾くわあるも墾くわさず」というのと共通の認識を示している。そして、文学がこれに対して「田三十なりと雖も、頃畝を以って稅し」、これに口賦・更賦の負担を加えれば、「率ね一人の作はたらけにしてその功を中分す」と反駁するのに對しても相変わらず農民の怠惰を責めることによって答えている。このような状況は、漢代における田租率の低下を賛美する唯一の記録としての塩鉄論の御史の言さえ、額面どおりには受けとりえないことを示しているように見える。御史の言に見える廣い耕區の設定に対する強調に注目すれば、むしろこの史料は旧畝制から新畝制への変更と田租率の低下とを關連的に把えるべきことを、逆に暗示しているように思われるのである。

わが国のこれまでの諸研究のなかで、この二つの数量的改革を相関連するものとして把える主要な論文としては、加藤繁氏の『支那古田制の研究』、宇都宮清吉氏の『漢時の一畝二四〇歩制について』、伊藤徳男氏の『二四〇歩一畝制施行の意義』、『二四〇歩一畝制の起源』、楠山修作氏の『阡陌前史』の五篇をあげることができよう。<sup>②</sup>

この四氏の研究に共通するのは、先行する商鞅田制の存在を無視あるいは軽視して、漢代における二百四十歩一畝制の採用が、実質的な田制改革としての内実をもっていたことを強調する方向性である。加藤氏・宇都宮氏が新畝制の最初の法制化の時期を武帝期にもとめ、伊藤氏がそれを景帝二年にもとめることによって、両改革の相互関連を主張されているのをはじめとして、楠山氏もまた武帝期に旧来の阡陌による境界を改造し、里共同体にわりあてる耕地を三倍にしたために、田租の率を三十分の一にして、全体としての税額をすえおいたのだとされている。

しかし、秦律・漢律をふくむ多くの新出土史料によって、商鞅以来の二百四十歩一畝制の田制の姿が一層明らかとなった現在の時点では、このような立場をそのままの形で受け入れることは困難となった。今必要なことは、この二つの数量的改革の間に相關関係を求めるこれらの研究の基本的視角にまで立ちもどって議論を再整理することであろう。

これらの諸説とはやや異なり、漢代における二百四十歩一畝制の採用に前後を劃する大きな改変としての意義を認めない立場に立つものとして、浜口重国氏の『中国史上の古代社会問題に関する覚え書』<sup>⑤</sup>がある。浜口氏はそこで、武帝の時代にはほとんどの耕地がすでに二百四十歩を一畝としており、武帝の前後において、民間の実際の地積には変化がなかったのではないかと推測された。浜口氏は新田制の普及と税率の変化との関連については明言されていないが、武帝が「古制は一百歩一畝制であったが、本朝は今後二百四十歩一畝制を採用する。従って、田租の軽きこと古制の比ではないと言って善政を誇示した」(傍点引用者)とされていることからすると、両者の関係を意識されていると思われる。浜口氏のこの扱え方ははなはだ魅力的であるが、その論拠としては「南北朝から隋唐は無論二千四百歩一頃制の時代であるが、それに要した労働力が二三人程度であったという事実を、前漢の武帝以前の人である鼂錯の言葉に照合すれば、武帝の前後において一頃の実面積に大なる相違のなかったことは殆んど疑を容れる余地がないとしなければならぬ」という、後世の状況からの溯及的判断が示されるに止っている。

畝制の変化と田租率の変化の間の関連を全く認めない立場をとる研究には、平中苓次氏の前掲論文『漢代の田租と災害

による其の減免』がある。同氏はここで、新畝制によって二・四倍になった耕区には、二・四倍の田租がかげられることになったから、新畝制採用によっても田租負担率には全く変化がなかったと主張されている。これは極めて明快な考え方ではあるが、そうすると、漢代に入って田租が従来の十分の一から十五分の一へ、さらに三十分の一へと減少したことは動かし難い事実となつてのこるのである。

こうして、漢代の畝制と田租をめぐる諸見解は、それぞれの長所をもちながら、いずれも全面的には支持できないと言つてよい。

さて、漢代の田租の徴収率とその変化について、もっとも体系的な記述をのこしているのは、いうまでもなく漢書食貨志卷二四上食貨志上である。

（秦末の戦亂による疲弊を承けて）天下が統一されて以後も、人民には蓋賦たぐふがなく、天子にしてからが醇駟じゆん（色のそろつた四頭立ての馬）を備えることができず、將相もまた牛車に乗つたりしていた。このため高祖皇帝は法律を簡約にし禁令を省き、田租を軽くして收穫の十五分の一を税することとした。（この後、呂后・惠帝のころ經濟は復興し、文帝は入粟授爵の政策をとり財政が豊かになった）。そこで文帝は詔を下して、文帝十二年の租税の半分を人民に賜與し、翌年にはとうとう民田の租税を免除した。この十三年後、孝景二年には、（ふたたび）人民に規定の半分の田租を出させた。三十分の一の税率というわけである（後十三歳、孝景二年、令民半出田租、三十而税一也）。

最初に高祖が田租を十五分の一の徴収率に引き下げた時点以前の税率を知ることができないが、このあと漢書卷二惠帝紀に「田租を減じ、また十五分の一の徴収率とした」と記されているのを見れば、漢初の田租率は十分の一と十五分の一との間でゆれ動いていたものと思われる。

次の問題は、文帝十二年の翌年に、民田の租税を免除した処置が、その後孝景元年までつづいたのかどうかということである。

この点については、最今発表された黄今言氏の『漢代田税征課中若干問題的考察』<sup>④</sup>が、賦税・徭役の減免についての記録の書式を綿密に検討し、この民田の租税免除が文帝十三年のみに限られていたことを明らかにされた。漢書食貨志のこの記録は、漢代の三十分の一という田租徴収の定制が、この景帝二年に成立したと考える説の重要な根拠となっているが、このように文帝の田租減免と全免がいずれも当該年のみの臨時措置であるとすると、景帝の田租減免もその年だけのことであったと解するべきではないだろうか。従来、この記事が三十分の一の定制の開始を示すものと受けとられてきたのは、そのあとに「三十而税一也」の一句が続いているからであろうと思われるが、この一句はむしろ班固が敷衍的説明のために挿入したものと解すべきではないだろうか。その直前に田租全廢の記事があり、その解釈が紛らわしくなるので、半租が三十分の一であるとすると、その直前の田租率があいかわらず十五分の一であったことをも、この一句は示しうるのであるから。ここでは『也』のもつ語気に注意するべきであろう。

これに対して、塩鉄論での田租三十分の一の定制が先帝すなわち武帝にはじまったとする発言は、宇都宮氏が前掲稿で、それを生々しいと表現されたように、その論拠を覆えすべく身構えている論争相手の前でなされているという点で信頼性が高いと思われるのである。

こうして、田租の徴収率三十分の一という漢代の定制は、武帝のときに成立したと考えてほぼ誤りないと思われるが、このように考えたときには、次の二つの問題が相変らず未解決のままにのこされていることに気づかされる。

その第一は、すでにふれたように、塩鉄論を除いて、この武帝の善政をたたえた記録がのこされていないことであり、その第二は、十分の一から十五分の一へ、十五分の一から三十分の一へという田租徴収率の変化が、田制史のいかなる局面を構成するのか、そこでは前代の田制のどの部分がどのように変ったのかという問題である。

すでに前掲別稿において言及したように、商鞅以前の単位経営農民の毎年の耕作地は、八十畝・九十畝・百畝・百二十畝とさまざまでありえたが、その分布は百畝を中心としており、地域・地味によって広狭の差はあっても、それらが一畝

位経営農民の耕地、すなわち一夫の地としてもつ意味は同様であって、これらの耕地は観念的にはいずれも百畝の分田のバリエーションと考えられていた。しかしながらこれらの耕地は未だ毎年の連続耕作には耐ええなかつた。現実の耕地は、ある年に農民が耕作する百畝の耕地と、その年には休耕され、翌年に耕作される休耕地とからなっていた。この一セットの土地は、一応単位農民の保有区となっていたが、その休耕システムは共同体的規制の下におかれていたのである。この場合の田租率は、農民の耕地に対しては十分の一、保有区に対しては二十分の一であった。

ついで商鞅田制にあつては、この百畝の耕地と二百畝の耕地がそれぞれ一・五倍に拡げられた。そしてこの旧制三百畝の保有区の陌に沿った長軸を、従来の一・二五尺にあたる新尺で表現することにより、この新田制は、耕地百二十畝、保有区二百四十畝のセットとして、旧制百二十畝を耕地とし、旧制二百四十畝を一保有区とする趨制に仮托されたのである。商鞅田制の施行後、単位経営の農業生産力は著しく高まり、戦国末期までには商鞅の設定した旧制百五十畝の耕地はほぼ実質化し、単位経営の毎年の耕地面積は従来の一・五倍程度に拡大したように見える。

この商鞅田制における田租の徴収率を直接に示す史料が残存していないのは今さらいうまでもないが、この問題に迫る手掛りがないわけではない。すでに前掲別稿で検討したところであるが、戦国末期の斉国の現実を反映していると推定される山東銀雀山漢簡『委積』に見える田租未進に対する罰則は、単位経営農民の保有地旧制三百畝の半分としての旧制百五十畝の耕地に対して十分の一の田租をかける状態を標準として構成されている。この場合の旧制百五十畝を、商鞅田制との対応で定額と見るか、あるいは単位経営農民の現実の耕地面積の標準と把えるかは、今後の検討に委ねられるべき事柄ではあるが、いずれにしてもここでは、罰則の各段階が田租未入の額に全面的に対応しており、単位経営の収穫量のバラッキへの配慮が全く見られないので、そこでの租額は定額としての百五十畝に定額の規準畝収の十分の一をかけてえられる定額租であるように見える。そしてもしこの推定が正しければ、山東銀雀山漢簡『委積』に見える田制は、耕地の面積こそ拡大しているが、定面積の耕地からの収穫の十分の一の田租の徴収という点でいわゆる周制の田租徴収原理と共通

しているのである。またここでの十分の一という田租徴収率自身もこの時代の常識と合致している。

ところで、雲夢秦簡中の田律には、これとはやや異った田制の側面を表現する史料がある。その第一は、芻藁徴収に  
いての規定である。

入頃芻藁、以其受田之數。無狼（墾）不狼（墾）、頃入芻三石、藁二石。

頃ごとに納入すべき芻藁については、受田面積を規準にする。耕地・休耕地を論ぜず、一頃につき芻三石、藁二石を納入する。

この規定について、中国の学者たとえば胡平生氏は、その『青川秦墓木牘「為田律」所反映的田畝制度』<sup>⑥</sup>のなかで「墾  
すると墾せざると無く」芻藁を入れるのであるから、主穀についても同様に「墾すると墾せざると無く」田租が徴収され  
たはずであると主張している。しかし、主穀も芻藁ともに受田の數によって徴収するのであれば律文に「墾不墾」の語  
を入れなければならない必然性がない。主穀については、耕作面積に応じて田租を徴収するからこそ、これと異った場合  
として、この芻藁の「墾不墾」の規定が成立したのであろう。いかえれば、商鞅変法後の秦国においては、「受田の數」  
すなわち個別経営の全保有耕地と「墾田」すなわち各年の現実の耕地とが、ともに国家の手によって掌握されており、各  
年の耕地面積に応じてその年の田租が徴収され、単位経営の全保有地を対象として、芻・藁等の家畜の飼料などが徴収さ  
れていたのである。

第二の史料は、このような国家による単位経営の耕作地の掌握の状況を、さらに立ち入って示している。

雨爲澍（澍）、及誘（秀）粟、輒以書言澍（澍）稼、誘（秀）粟、及狼（墾）田鴨母（無）稼者頃數。稼已生後而雨、亦輒言雨少  
多、所利頃數。

このやや難解な律文を、陞虎地秦墓竹簡整理小組は、次のように翻訳している。<sup>⑦</sup>

農作物にとって頃合いの雨が降った場合、穀が出穂した場合には、ただちに書面でもって雨の降った面積、出穂した面積およびす  
でに開墾してはいるがまだ種まきが終わっていない面積を報告せよ。作物が成長して以後に雨が降った場合（稼已生後而雨）にも、

ただちに雨量の多少とそれによって潤った面積を報告せよ。

この翻訳には二つの問題点がある。まず、律文全体の構成について。この律文の後半は「稼已生後而雨」という一句で始まっている。この律文全体はその構成から見て、この一句によって二つの部分に分けられている。このことは、律文の前半は作物が発芽する以前、後半は作物が発芽してのちについての規定であることを示すものである。前半に出穂についてのべられ、後半に作物が発芽してのちにはという条件が語られているとするのは腑に落ちない。第二に語句の解釈について。律文には、三度にわたって『稼』の字が使われているが、整理小組の訳では、最初の「澍稼」の場合の『稼』の字については訳さず(いいかえれば汎然と農田を指すものとし)、あとの二字を作物(より厳密に言えば作物の種子)を指すものとしているのは、法律文の解釈としては不徹底である。この二点に注意して、本稿では次のような試訳を提出しておきたい。

種子まきが終わったあとに雨が降った場合、それによって粟が芽生えた場合、ただちに書面をもって、種まきが終って雨を受けた頃数、雨によって粟が芽生えた頃数、及び今年の耕作地としてすでに耕し終っているが種まきがなされていない頃数を報告せよ。作物が成長してのち雨が降った場合にも、雨量の多少とそれによって受益した頃数を報告せよ。

整理小組の訳文と筆者の試訳との訓詁上の分岐は誘の字の解釈にある。整理小組はこの誘を秀の意にとり、禾黍の出穂を意味するとする。この解釈自体は極めて自然であるが、このように解した場合、田律の文脈としては筋が通らない。

これに対して筆者の試訳は誘を同じく秀にとりながら、それを発芽の意にとっている。この意味での秀の字義については、秀と形義の相似た莠の解釈が参考になると思われる。莠については、詩経小雅大田に「不稂不莠」の一句があり、その伝には「莠は苗に似たるなり」とあり、この莠は一般に『はぐさ』と和訓されている。一方、同じ莠について説文一下には「禾粟の莠にして、生じて成らざる者、これを童郎と謂う」とあり、また「禾粟の下揚〔場〕に莠を生ずるなり」とある。

この揚の字にはこれを衍字と見るものをふくめ多くの説があるが、筆者はむしろこれをここで「」に入れてしめしたように直截に揚の字の誤りとすべきであると考える。そうすると説文に見える莠字の解釈はいずれも旧年の禾粟の劣性化し

たひ、こばえを指していることになる。はぐさとひこばえに共通するのは禾本科の単葉の幼芽形態の一致である。さらに広雅積話には「秀とは出するなり」とあり、同じく広雅積言には「秀とは茂るなり」とある。以上の訓話に共通して見出せるのは『秀』に葉が出る、あるいは茂るという意味があることであり、発芽した禾本科の苗の姿がそこに見出せると思われる。

以上の考証が受け入れられるなら、この田律の一条は、国家が耕作・植え付け・育苗の全てにわたって、農民の耕地の状況を掌握していたことを示すものと解することができる。

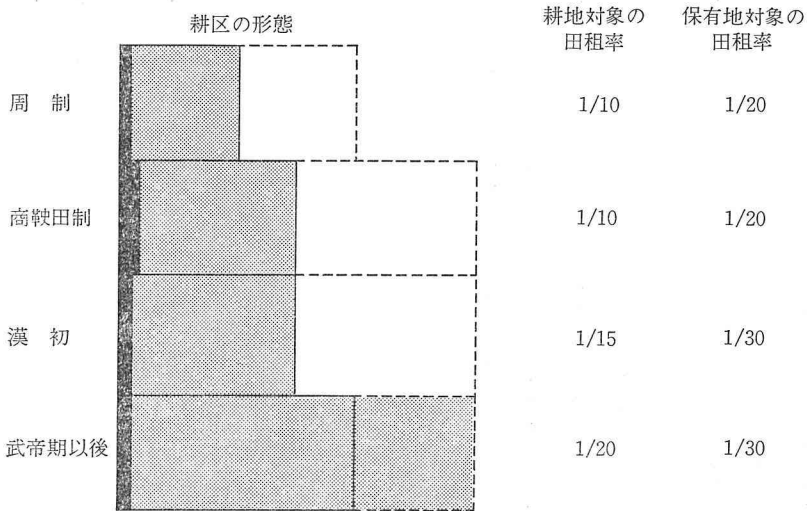
このように、国家が農民の耕地の状況の全てを掌握していることは、必ずしもただちに、田租が現実の耕地の広さを規準としてかけられていたことを示すものではない。しかし田租が、たとえば商鞅田制の場合に、新しく設定された旧制百五十畝Ⅱ新制五十畝の耕区に対する定額租として課せられていたとしても、そのことを可能にした基礎には、このような個々の耕地にまで及ぶ国家の掌握があったのであり、それはまた、いわゆる周制において耕地と休耕地のローテーションが、共同的に組織されていたのと本質的には同じ機能を国家が掌握するに至ったことを示している。

以上を要するに、戦国末期の秦国あるいは斉国においては、国家による農民の耕地状況の掌握を基礎に、旧制百五十畝Ⅱ新制五十畝の定量の耕地、あるいは農民の現実に行作している耕地からの収穫を対象に十分の一の徴収率で田租が課せられていたものと推定されるのである。

漢代に入ると、すでに見たように十分の一と十五分の一との間でゆれ動いていた田租率は恵帝のときに十五分の一に落ちついた。この十五分の一の租率が商鞅田制における旧制百五十畝Ⅱ新制五十畝の耕区に対応していることはもはや明らかであろう。そしてこの時期の田租は恐らく、現実に農民の耕作している耕地の広さを対象として十五分の一の租率でもって課せられたものであろう。この場合の前代に比しての租率の低下は、田租の形態をとらない収穫の強化とセットになつていったものと思われる。



図I 耕区・保有区・課税対象地



\* 実線内が耕区、破線内が保有区  
\* \*点でうずめた部分が、課税対象地

ところで、この漢初の田租率は、農民の保有区を対象として考えれば、ほぼ三十分の一となっていたはずである。そしてここまでくれば、いわゆる武帝の新畝制の採用と三十分の一の租率の定着は、田租賦課の対象を農民の耕地から保有地に切りかえたことによるものと断定してよいと思われる。ここで以上の考証の結果を図示すれば図Iのようになる。

さて、以上のように考えることができれば、これまでやや不安定な形であつかわれてきた後漢時代の田制に関する二つの重要史料、すなわち、荀悦の漢紀と後漢書仲長統伝についても、より単純で安定した解釈が可能になると思われる。

周知のように、荀悦の漢紀卷七文帝二年条には、漢書卷二四食貨志上にひかれた鼂錯の上言とほぼ同じ内容がのせられているが、漢書の場合に百石となっていた百晦の収穫がここでは三百石になっているのである。

宇都宮清吉氏が『僮約研究』のなかで、漢書食貨志を底本として漢紀によって施されている校訂に従ってこの部分を訓読によって記そう。

今、農夫五口の家、其の役に服する者は(漢紀では役の字が作の字となっている)二人を下らす。其の能く耕す者は百晦を過

ぎず（漢紀は晦を畝と記している。次も同じ）。百晦の收は百石を過ぎず（漢紀では三百石になっている）。

この場合、漢書での鼃錯がいう百晦が旧制であり、その收穫は百石であったこと、荀悦がこの百晦を新制によるものと誤解して、その收穫量を新制百晦の標準收穫量としての三百石に書きかえたとする宇都宮氏の見解は正しい。両書に記された内容が、それ以外のところでも相当に食い違いがっており、それらの食い違いが、いずれも荀悦の取意に起因していることも、この宇都宮氏の判断をうらづけるようである。しかし、宇都宮氏の議論の底にあるのは、新畝制は旧畝制の二・四倍であり、これに畝制切り替え後の約一・二五倍の生産力の伸長が加わって、この三倍の標準收穫量が成立したとする認識のようであるが、この時期の生産力の発展がこのような単位面積あたりの生産性の向上という形をとったか否かは明らかではなく、この話はむしろ単純に荀悦が旧畝制と新畝制をとりちがえて、新畝制が旧畝制の三倍の広さであるから、收穫量も旧畝制の標準收穫の三倍であるとして、勝手に書きかえたと考える方が合理的であろう。

後漢書列伝第三九仲長統伝にひく昌言の問題の文は次のようである。

今、肥えた土地と塊かたせた土地とを平均して、一畝あたりの收穫を三斛とすれば、この一斛いっくわいについて、一斗いっとうを徵收しても多過ぎるといふことはない。……古人は二十分の一の税率を未開野蠻と言ったが、漢朝の三十分の一の税率は何と言ったらよいか。……法律を定め、一律に十分の一で租税を徵收すべきであり、その場合、更賦は据えおくことにする。

ここで仲長統が頭に描がいているのは、全面的に年一作化した耕地である。ここでは、新制一畝すなわち旧制三畝（旧制一畝に対して一斛）の地に対して三斛の收穫が想定され、そこから十分の一の租率で田租を徵收するというプランが組まれている。かれは漢代の田租が武帝以後、保有地を賦課の対象とすることによって、それ以前の田制とは性質を異にしていることを忘れ、自己の田制を、今やその背後にある休耕田の姿が全く忘れられてしまった周制と同一視し、その正当性を主張するのである。そこで想定されている新畝制の畝あたり三斛の收穫とは、ここでも新畝制が旧畝制の三倍であるところから、単純に旧畝制での畝収一斛を三倍してえられた数字であろう。

## (2) 田租徴収の基礎とその変化

前節における考証によって、漢代における田租の徴収率の十五分の一から三十分の一への切りかえは、武帝によって行われたこと、それは耕地への課税から保有地への課税への変化という課税原理の重大な変更と結びついていたことがほぼ明らかとなった。

生産力の側面から言えば、このような変化の基礎にあった事態は、鉄製手労働農具による農法の普及定着と、そのことによる農民保有地中の耕地比率の上昇である。すでにふれたように、戦国末期においてすでに、単位経営農民の保有地であった新畝制による百畝、旧畝制による三百畝の面積の半ば以上が年一作田となっていたように見える。また後漢の知識人は多く、すでに全ての田地が年一作方式の耕地となっていたかのような感覚を身につけていた。しかし、かれらのこのような感覚は、前漢武帝期以来、田租が農民の全保有地を対象としてかけられていた事態の反映であると思われる、このことは必ずしも知識人たちが正確に現実を認識していたことを示すものではないと思われる。

易田農法とのかかわりで、漢代の生産力状況を明らかにすることは困難な課題ではあるが、これまでの学説史の継承整理という観点から、ここでこの点についても若干の検討を行っておきたい。

漢代の耕地状況を包括的に知るための最も基本的な史料は、[I]漢書卷二八下地理志第八下と、続漢書郡国志五所引応邵漢官儀の二つに見える田地と戸口の統計である。漢書地理志において、耕地との関連で考察すべき地目は『可墾不可墾』の地と『定墾田』の二つである。『可墾不可墾』とは、やや難解な表現であり、宮崎市定氏はその『東洋の古代』のなかで、このうちの不可墾の三字を衍字として削られている。<sup>⑨</sup>

一方、渡辺信一郎氏は『阡陌制論』でこれを「墾す可く墾す可からざる」地と読まれている。<sup>⑩</sup>この二つの解釈はともに成立可能であると思われる。問題は宮崎氏の場合の「可墾」の内容と、渡辺氏の場合の「可墾不可墾」の内容、及び両氏

における定墾田の内容である。宮崎氏の場合には「可墾」の地は文字通り開墾可能の地と解されているようであり、定墾田については明確な説明はないが、毎年耕作される現在のわれわれの常識での耕地と解されているようである。これに対して渡辺氏は「可墾不可墾」の地を不安定耕地、定墾田を安定耕地と解されている。渡辺氏においても、安定耕地・不安定耕地の内容は明確に定義されているわけではないが、耕地率の推定のためにこのデータが用いられ、不安定耕地と安定耕地の比率からこの時期の耕区中での平均耕地率の低さが導き出されているので、氏の場合にも定墾田すなわち安定耕地は年一作方式に耐えうる農地、不安定耕地は不定期作付け地と考えられているようである。この不定期作付け地の内容については同氏の『古代中国における小農民経営の形成——古代国家形成論の発展のために——』においては「古典において一易再易等として表現されている耕地」とされており、本稿でいう易田をさしていることになる。

ところでここで掲げた漢書地理志の統計からは、当時の一戸あたりの定墾田は六七・六畝、可墾(不可墾)田は二六三・九畝となる。ここでの数字は王朝の公式データであるから、新畝制で記されているものと思われる。続漢書郡国志の統計においては同じような数字が畝の単位まで記されており、ここでは百畝をこえる畝数が三例記されているから、この推測は確実である。そうすると、渡辺氏の説に従って、その上で「可墾不可墾」の地の比重を最小限に見積るために、それは四年一易の地と考えても、一戸あたりの各年に耕作する「可墾不可墾」の地は約六十六畝となり、定墾田とあわせると一戸あたりの各年の耕作面積は新畝制で百三十三畝強となる。これは旧畝制では約四百畝となるが、漢代の農民が春秋期の農民の四倍に達する耕地を耕作していたとは信じられない。この「可墾不可墾」あるいは「可耕」の地で行われる農業は、基本的には、例えば十数年あるいは数十年のサイクルで行なわれる焼畑農業や、不定期の汎濫原での耕作と言った、易田農法とは範疇の異った粗放な農業と考えるほかないであろう。

次に『定墾田』について、これを年一作方式化した田地と考えることにも問題がないわけではない。すでに見たように、武帝期以後田租の賦課は農民の耕地を対象とせず、保有地を対象として行なわれるようになった。したがって、この時期

よりのちの耕地統計にあらわれる面積は、保有地としての面積であり、この二つの統計に見える『定墾田』もまた農民の保有地（ただしその大部分はすでに年一作方式田となっており、残された部分も二年一サイクルの易田となっているような）だったと思われるのである。

ここでの問題は、これらの統計で農民一戸あたり新畝制で七十畝前後と計算される保有地のうちで年一作方式化した田がどれほどであったのかということである。

すでにふれたように、商鞅田制においては、毎年新畝制で五十畝の耕区の耕作が当面の目標として設定され、戦国の末期にはこの目標はほぼ現実化したように見える。ところで、この毎年の耕区の母体として商鞅が設定したのは新畝制で百畝の地であったが、現実には全ての農民がこの面積の田地を割りあてられたわけではない。呂氏春秋先識覽第四築成篇に見える魏の襄王に対する史起の言には次のようにある。

魏氏の田制としては、一耕區を百畝と定めております。鄴の地方のみは一耕區を二百畝としておりますが、これは土質が劣悪だからであります。

このことが事実であれば、このとき魏の地方では年一作方式が著しい進展を示し、易田農法を行っていたのは鄴の地方のみであったことになる。このような魏国の状況は、秦国においても必ずしも無縁ではなかったと思われるのであって、商鞅田制の特徴は、新畝制と旧畝制の二重性を通じて、このような田制をも自己の体系のなかに包摂しようとするシステムをとったことにあると思われる。戦国末期に新制五十畝の平均で農民の毎年の耕地を把握するとしても、このことは、農民がその年の耕地とは別に同じ新制五十畝の休耕地を保有することを意味するものではなく、相当数の農民においては、その保有地中での毎年の耕地の比率はこのときすでに五十%をはるかに越えていたと思われるのである。

今ひとつの問題は、鉄製手労働農具とそれに基づく農法の急速な普及によってひきおこされた、農民の必要耕作面積と耕作能力との間の乖離である。本来の商鞅田制においては、新畝制による耕地五十畝と休耕地五十畝のセットとしての百

畝の農民保有地が、農民の生産力基盤を構成していたが、今、新制百畝の地全体を毎年耕作することができるとは、耕作能力を農民たちが持つようになったとき、従来の休耕地の全てを、その保有者が開墾するのか、あるいはこの新しく出現した可耕地が人口増によって吸収されるのかという競合が出現する。こうして、ある段階以降、従来の休耕地はかなり急速に年一作方式の農田に変化する一方、農民の保有地は、漸次縮小するであろう。こうした二つの動きの合成の結果がこの統計にあらわれていると考えると、この『定耕地』を年一作方式の農田とみる両氏の見方は、実質的には全く的をはずれてはならないにしても、形式的には支持できない。この『定墾地』のなかには、ある程度の休耕地がふくまれていたのである。この二つの統計に見える農民一戸あたりの『定墾地』が、ほぼ新制畝で七十畝前後、旧制で二百畝前後となるのは、戦国末期の標準的経営の耕作面積を上まわっており、そこでは漢代に入ってから生産力の一層の上昇を想定するとともに、休耕地がその一部にふくまれていたものと考えらるべきであろう。

耕地への課税から保有地への課税という田租徴収原理の重大な変更をもたらした今一つの要因としては、生産関係の面における変化に注目すべきであろう。それは単位経営農と国家の田地に対する関係の変化であり、より具体的に言えば、田地に対する農民の占有権と国家の所有権の確定の形式における変化である。

史料上、この問題はいわゆる『名有田』の問題として表現される。学説史上、最初にこの問題にメスを入れたのは、西嶋定生氏の『漢代の土地所有制——特に名田と占田について』<sup>⑩</sup>である。この論文に対しては、その後平中岑次氏による一連の批判が発表され、<sup>⑪</sup>そこでは西嶋氏の史料解釈と問題の歴史的方向性の認識におけるいくつかの誤まりが正され、われわれは一層史料に密着した正確な認識を持つるようになったが、平中氏の批判にはこの問題の分析を通じて、中国古代の田制の核心に迫ろうとした西嶋氏の研究方向を十分にはひききついでない面もあるように思われるのである。

平中氏の批判によって明らかになった西嶋論文の方法上の弱点は、日本古代中世史において律令制の解体期に展開した『名』の問題を、中国古代史における秦漢律令体制の根幹の一つとしての『名田』の問題、すなわち『田に名じ』あるい

は『田を名有する』問題ををやや無媒介に並置されたところから生じたと思われる。

こうして『名田』を「民田あるいは私田という民有地総体を表現する名称と異って」、「家長が自己の名をもってその所有地を自占して田籍に記載し、その所有を認識せしめたということが強く意識され」、「個々の土地所有者とその所有の主体とが個性的に表現されている」ものとする西嶋氏の結論は、「名田なる字句は前漢時代においていずれも土地所有の禁止乃至は制限政策と付随してのみ史書に現われる」という現象に注目したところからひきだされていることと相まって、『名田』問題が、秦漢律令体制の解体、すくなくとも一時的解体再編成への動きと関連して理解されていることを示していると思われる。

しかしながら、このような理解と結びついた『名田』『占田』の解釈、すなわちそれらを日本史上の『名田』とバラレるに名詞として扱え、民田・私田とは異った特有の田地の名称であるとすると解釈は平中氏の批判によって否定された。現在に必要なのは、この平中氏の批判をふまえ、私見によれば、秦漢律令体制存立の根幹にかかわる問題の一つと想定される『名田』『名有田』の問題を、秦漢田制の構造のなかで改めて位置づけなおすことであらうと思われる。

さて、両説の全面的な学説史的整理は、篇幅の限られた小稿のよくなしうるところではないが、『名』と『占』の語義そのものに関する限り、両説の間にそれほど大きな相異は実際にはないように、筆者には思われる。

平中氏は、西嶋氏が『名』を「所有の識認」、そして土地に関する限り「官による土地所有の識認」の意であると扱えているとされ、これに自らの「一定の名儀(人名・地位・身分等)に帰属させる意」とする理解を対置させて論点を整理されている。しかし、平中氏のこの整理には重要なポイントが抜けおちている。それは西嶋氏が『名』による「所有の認識」は、田地の国家への申告、登録を通じてなされるとされている論点で、ここでは無視されていることである。ついでに言えば、平中氏の考えられる「一定の名儀に帰属させる」行為もまた、名籍・田籍への申告登録を抜きにしてはありえなかったであらうと思われるのである。

平中岑次氏は、その『秦代土地制度の一考察』のなかで、西嶋説の誤りを端的に示す場合として、漢書卷五九の張安世伝の一文をあげられている。

(張)安世は、父子、侯に封せられ、位に在ること太だ盛んなるを以って、乃ち祿を辭す。都内に詔して、別に張氏の名ずること無き錢を賦せしむるに、百萬を以って數う。

平中氏は、この「名ずること無き錢」を、「張安世がその名儀に帰属せしめ無かった錢」と訳され、つづいて「若し、西嶋氏の『名』『所有識認』説をもって、この文を解釈するならば、張安世の所有たることを識認されることの無かった錢を、宣帝がわざわざ都内に命じて、別に貯えさせたことになり、事理の上から全く矛盾したことになるのであつたらう」とのべられている。

しかし、これはややスコラティックな議論ではないだろうか。虚心に考えれば張安世が俸録錢を受けとる権利を放棄したということ、手続き上から見ると本来なら俸禄賜与をうけるにあたってなすべき所定の文書手続きをなさなかつたことを意味していると見てよいと思われる。宣帝はそれにもかかわらず、これらの錢にかからの請求権がなお存在すると見なして別に蓄えさせたというだけのことであろう。問題はむしろ平中説の場合に指摘できるのがあつて、俸禄の受取りは、自然の果実を占有行為によってその名儀に帰属せしめるのは異なる文書手続きが必要だったのである。

西嶋・平中両氏の業積からわれわれが学びとるべき重要な事實は、秦漢時代の『所有權』が、申告による登録によって客観化したということである。このような名籍・田籍への登録をともなう『所有』が名有である。状況に応じて概念の一定の振幅をさえみこめば、このような『名』の解釈は、両氏のひかれる全ての史料に妥当するであろう。

漢代の『名』の意義を、このようにとらえることができれば、われわれは再び、西嶋氏が注目された、史記列伝卷八商君列伝中の一条の重さを考えざるを得ない。

尊卑・爵秩・等級を明らかにすること、各々差次を以ってし、田宅・臣妾・衣服に名ずること、家次を以ってす。



この一条中の『名田宅』を正しく「田宅に名ずる」と読まれた西嶋氏の理解に従うとき、われわれは「田宅に名ずる」ことは、当時の全ての農民が行っていた田制上の重要行為であり、かれらの土地占有権はこの行為を通じて公的に識認されていたことを知るのである。この場合の「田に名ずる」とは、農民と田地の対応関係が田籍上に記載されることを意味しているはずである。商鞅はこのような農民への田地の割当てに階層化の原理を適用したのであり、そこでは、おそらくそれ以前からも行なわれていた『名田』『名有田』の行為の基礎にあった共同体的関係の改編と国家的編成が目指されたのであろう。いずれにせよ、このような『名田』『名有田』の原理は秦漢律令制下の田制の基本的原理として、少くとも後漢末まで維持されていたものと思われる。

次に、兩氏の引用せられた史料のなから、このような『名』の字義を比較的よくあらわしていると思われる漢書卷九三鄧通伝を再び引用しておきたい。

文帝が崩じ景帝が立つと、(文帝の寵臣)鄧通は免官され家居した。ある人が、通は帝國の領域外で不法に鑄錢していると告發した。役人に取り調べさせたところ罪状明らかであったので、結審して鄧通の資産を沒收したが、その財産は沒收規定額に及ばず、その未納額は一億(鉅萬)を以って算える錢額に達した。文帝の長公主が鄧通を哀れんで錢物を賜與すると、その度に役人が沒收し、簪一つさえ身に著げることができなかった。錢物がかれの名儀となると即ちに沒收されるので、長公主はやむなく、錢物の名儀は自己に保留したままで、それをかれに假した。こうして、鄧通は竟に一錢をも自己の名儀で所有することはできず、他人の家で生涯を終えた。

この一文は『名』が単に占有や使用ではなく、明確に所有の概念に結びついていることを示すものとして興味深い。さらに注目すべきことは、この『名』と対比すべきものとして『仮』の概念がここに出現していることである。この『名』と『仮』の対応は、秦漢律令体制の変質とからんで生起するさまざまな重要事態を色どることになるが、ここではとりあえず『名』と『仮』の対応に重点を置いて分析を進めよう。

さて、この一文における『仮』については、晋灼は、公主が鄧通に錢物を仮貸して私に償せしめようとした（鉅万の債を？）と解しているが、これについては、顔師固が、公主が鄧通に衣食を給したが、これを鄧通に与えると（衣食が鄧通の所有に帰すると）、それが債負の一部として没収されるので、『仮』したと称したのであり、鄧通が「一錢をも名ずることができなかつた」というのは、かれが衣物を占有したのみで所有できなかつたことをいうのだとするのが正しいと思われる。このことは、当時の所有は、正式にはつねに『名有』として、広義の申告・登記等の手続きを伴っていたことを示すといえよう。この他人の『名有』しているものを、本来的には、その同意を得て占有使用することが『仮』であった。

『名』と『仮』の關係を示すこの史料に対して『占』と『仮』の關係を示すのが、漢書卷七七の孫宝伝である。

このとき、成帝の舅、紅陽侯の立が自分の賓客を使って南郡太守李尚を通じて草田數百頃（の開墾）を申告（原文は占）して開墾した。問題の數百頃の相當部分はすでに少府から人民に假して耕作せしめており、そのほとんどはすでに熟田となっていた。立は上書して今は自分の名儀となつているこの數百頃の買ひ上げを皇帝に申請した。詔でもって郡にその田の評価を行なわしめ、代價を與えさせたが、一億錢以上も過大な見積りによる支拂いがなされた。

この史料はそこで明言されていない事柄もあり、はなはだ難解であるが、南郡の見積りが過大であったことには、評価対象に少府の陂沢が入っていたであろうことに留意すれば、事態は凡そ次のように解されよう。紅陽侯立が未開墾地として開墾権を申請した數百頃の地のなかには、少府が名有し、農民に假してすでに開墾されて熟田となつていた耕地が多くふくまれていた。この部分の評価が一億錢以上となつていたのである。したがって、この部分の田地についていえば、少府の名有↓紅陽侯の申告による名有と少府の名有の二重状態↓少府の名有という帳簿の空操作によって、一億錢以上の評価額が立の懐にころげこんだことになる。立の開墾権が許可された時点で、この數百頃の全ては立の名有に歸していたのであり、形式的にはこの手続きをとつた李尚に全ての罪があることになる。この不正行為のため南郡太守李尚が獄死したのに対して、立は直接には罪に問われなかつたのは、かれが宗室であつたことを計算に入れても、事態の評価としては片

手おちであるが、そこにはこのような法論理があったものと思われる。ここでは、立の所有は、申告の許可によって生じたとする西嶋氏の論理が正しく、開墾によって生じたとする平中氏の見解には従いがたいのである。

このような『名』と『仮』の関係を示す史料としてはまた、有名な「分田劫仮」の条がある。最近渡辺信一郎氏はその『分田攷——国家的土地所有のイデオロギー』のなかで、漢書卷九九王莽伝中に見えるこの一句を全体の文脈の中に正しく位置づけ直す操作を通じて、従来地主小作の関係を表現していると考えられていた「豪民侵陵、分田劫仮、厥名三十税一、実什税五也」という二分の一の収奪率を国家と農民の間に成立するものと解された。筆者もまたこの渡辺氏の見解に従うものであるが、これまで検討してきた『名』と『仮』の関係からして、渡辺氏の「分田劫仮」に対する解釈には若干の疑問をもつのである。

さて、前掲の一条を渡辺氏は「豪民が横暴をふるまい、国家との収取関係にある私田から、仮税を強奪することさえある」と訳されている。しかし、この『分田』が本来農民の『名有』するところであることは明らかである。そうすると、ここにいう『仮』は、『名』に対する『仮』ではないだろうか。このように考えれば、この一文は「豪民が人民の名有する分田を侵陵し、むりやりに『仮』りて自分の経営のなかにとりこむから、人民が実際に耕作する田地はその名有の額に達せず、従ってその実際の耕地に対する田租の負担率は著しく加重せられる」と読むべきではないだろうか。阡陌制度を媒介とする農民と国家の間の『名有』の関係は、前漢末のこの時期には、なお社会の基本的関係としてその生命力を維持していたと思われるのである。

さて、このような『名有』の制度の最終的変質をもたらしたのは鉄犁牛耕を生産力的基礎とする豪族の大土地所有の発展とそれによる阡陌制度の崩壊であろうが、今そのことを問題とする余裕はない。本節での問題は、商鞅田制とともに確立した国家的『名有』の制度には、それ以前にすでに一定の変貌が見られ、この変貌が武帝期の田制改革の背景のひとつをなしていたのではないかということである。

さて、すでに何度か論じたように、秦漢期に、共同体的な易田体制から小経営的易田体制へ、さらにそれにひきつづく易田システムそのものの消滅へという農業生産力の発展の過程が進行したとすれば、それに対応して『名田』の制度にも何らかの変化が見られたはずである。今、この変化の実態を探ろうとするなら、秦漢期に、とりわけ漢代に見られる『名有』の制度に関連する特徴的な事態を確認し、それが、それに先立って存在していた『名有』の制度の変質の結果であることを明らかにし、その上で事態の全過程とその意味を再構成するという方法が有効なのではないかと考えられる。

秦漢期のこのような現象として、まず注目されるのは、新中国の諸研究をふまえて、平中荅次氏が『秦の自実田について』のなかで分析の対象とされた田地の『自実』という問題である。<sup>14)</sup>

この問題に関する直接の史料は、わずかに、史記卷六秦始皇本紀三十一年条に附された集解の短かい一文に過ぎない。

徐廣の曰うのに、この年、人民にその田地を自實させたのである。

しかし、平中氏をはじめとする諸先学の研究を背景にこの徐廣のコメントを読めば、それがこの時期の田制の理解にかかわる極めて重要な事実を伝えていることは明らかであろう。平中氏の研究に従えば「徐廣の言う『使黔首自実田』とは『人民に自らその田地を官に申告させる』という意味」である。このような施策は、平中氏も説かれるように、この五年前の始皇二十六年（BC二二二）の秦の全国統一を実質化すべき一つの方策として実行されたものであって、いわば臨時の、政治的配慮をふくむ行政措置であった。そこでは恐らく『名田』の制度を、少吏の手を介さずに、県の令長と農民たちの間の関係として実質化する方向が追求されたものと思われる。

この時期の『名有田』にまつわる今一つの特徴的な事態は、これまた平中氏の同論文において言及されている墾田の検覈の問題である。

漢代における墾田の検覈についての最初の史料は、平中氏も引用されている後漢書卷一下光武帝紀に見える次の記事であろう。

建武十五年（AD三九）六月庚午……州郡に詔を下し、墾田の頃畝と戸口年紀を檢覈させた。さらに（檢覈にあたっての）郡の太守以下縣の丞尉以上の不正不公平を調査させた。

後漢書にはこの他、列伝二二劉隆伝、列伝二九劉般伝等に田地の檢覈の記事が見えるが、史記・漢書には檢覈の語が見えないようであり、これに代って記されているのが、度田の語である。

この度田の語の早い例として、漢書文帝紀には、

後元年……詔して曰うのに……田を度れば減少しているわけではないし、民を計れば増加しているわけではない。人民一人づつの農地は古より増加しているのに、甚しい食料不足に陥っているのは、どこに問題があるのだろうか。

と記されている。

この度田が檢覈とイコールであるか否かについては意見の分かれるところであるが、この文章では『度田』と『計民』が対になって、王朝のルーティンな制度とされていることは『度田』が檢覈と全く同じものではなかったことを示すものと思われる。これに対して前掲の後漢書光武帝紀の檢覈の記事は、これに携わる郡の太守以下の長吏の不正不公平の処罰を予告しており、実際に同紀翌建武十六年条には、

建武十六年（AD四〇）……秋九月、河南尹張伋及び諸郡守十餘人が、田を度ること實ならざるに坐して、皆獄に下されて死んだ。

とあって、この警告どうりの処罰が行なわれている。このことは、ここで檢覈が度田と言いかえられているにせよ、それは本来のルーティンな度田とは異った、田地登録の不正摘発のための全国的検査であることの必然的結果だったのである。

ところで、このことは、檢覈が自実とは異った方向において、やはり『名田』体制の揺れであったことを示している。

単純化していえば、自実において国家の不信の対象となったのか、いわば少吏層であったのに対して、檢覈において国家の不信の対象となったのは、田地登録を行なう農民とりわけ豪族と、豪族に結びついて不正を行なう長吏層だったと言えよう。

このような左右の揺れを生みながらも、国家のルーティンな仕事として行なわれたのが漢書にいう度田の作業であり、逆に言えば、国家の基本的な行政としての度田の基礎の動揺のなから出現したのが、その左右への揺れとしての自実と検覈であったと考えてよいのではないだろうか。

さて、この光武帝紀建武十六年（AD四〇）条の注にひく東觀漢紀は、ここで行なわれた検覈の実態について、極めて興味のある記録を残している。

刺史太守は、多く詐巧まがれを行ない、實核（現實を反映した正しい調査）に務めなかった。田地の測量（度田）に名を借りて、人民を田のなかに聚め、その間に聚落の敷地までも田地として測量したので、人々は道を遮って泣き叫んだ。

この書き方からすると、田地の検覈の場合には、農民たちは田地に出て検覈に立ち会う慣例があったことが分る。この時期には、阡陌地割はなお基本的には健在であったので、現状と田籍とを対照し、立会った農民に確認をとってゆけば、検覈の仕事もそれほど紛れることはなかったであろう。そして、ここからさらに一步踏み込んで考えれば、このような農民の立会いは、阡陌の造成と維持が、農民の共同体的な作業によってなされ、易田のローテーションが共同体的な事業としてなされていた春秋期以来の慣行の名残りだったのではないかと推測される。秦簡に見られるような国家による耕地の現状の把握が、現実的意味をもってなされていたとすると、ここでも、このような共同体的慣行がそれを支えていたと想定すべきであろう。商鞅変法における「田宅に名ずる」政策もまた、春秋以来の共同体的慣行を踏まえてなされたものと思われる。そこでの「田に名ずる」行為は、現実には農閑期に農民が田中にあつまり、官吏の指揮下に、それぞれの耕地の帰属を確認してゆく作業としてなされたものと推察されるのである。それが本質的には、検覈にあたって国家の側が新しく作りあげた連帯責任のための組織的行為ではなかったからこそ、検田の役人たちは東觀漢紀のいうように、田中の農民をすっぱかして、聚落の敷地の丈量を行ったのである。もし農民の立会いが検田に際して国家の側から新しく制定された制度であったなら、それがこのようにアツケラカンと踏みこじられることはありえなかったであろう。

本来の度田の制度が、秦漢期に自実と検覈という両端への揺れを見せはじめたのは、このような度田の共同体的基礎が揺らぎはじめたからであり、それは恐らく、共同体的要素と結びついていた易田体制の段階的解消と相表裏していたのである。

本来の易田体制は、易田ローテーションの共同体的実行をその基礎としていた。商鞅田制によって、易田農法の実行が単位経営農民の私事とせられ、やがて易田農法そのものが解消してゆくにつれて、王朝の田地把握の重点は農民の耕地から保有地へとうつって行った。武帝の田制改革は、こうした動きに最終的な結着をつけたものと評価できよう。そしてこのことは、田制面における春秋期以来の共同体的要素が、最終的に国家に吸い上げられ、官僚体制を通じて、国家によって掌握組織化される最終的局面を構成していたのである。

- ① 平中孝次『漢代の田租と災害による其の減免』(立命館文学 第一七二、一七八、一八四、一九一、一九五九→中國古代の田制と税法)。ただし、同氏は塩鉄論のなかで先帝の語が二八例あると言われるが、筆者の検索によれば二一例にとどまる。
- ② 加藤繁『支那古代の土地制度』(史学雑誌二二一六→二三一六→支那經濟史考証上・一九五〇)。宇都宮清吉『僅約研究』(名大文学部論集五・一九五三→漢代社會經濟史研究)、伊藤徳男『二四〇歩一畝制施行の意義』(東北大学教養部文化紀要第四集・一九五九)、同『二四〇歩一畝制の起源』(集刊東洋学第二集・一九五九)。楠山修作『阡陌前史』(中國古代史論集・一九七六)。
- ③ 浜口重國『中國史上の古代社會問題に関する覚え書』(山梨大学学芸学部研究報告第四号・一九五三→唐王朝の財人制度)。
- ④ 黄今言『漢代田税征課中若干問題の考察』(中國史研究 一九八一(一))
- ⑤ 分田の觀念そのものについては、渡辺信一郎『分田攷——國家的所  
 有のイデオロギー』(中國史像の再構成・一九八三)参照。
- ⑥ 胡平生『青川秦墓木牘「為田律」所反映的田畝制度』(文史 第十九号・一九八三)。
- ⑦ 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』第二四頁(文物出版社・一九七八)。
- ⑧ 宇都宮清吉掲『僅約研究』の『漢代社會經濟史研究』での第三〇三頁。
- ⑨ 宮崎市定『東洋的古代』(東洋学報 四八―二・三・一九六五→アジア史論考中)。
- ⑩ 渡辺信一郎『阡陌制論』(東洋史研究 四三―四、一九八五)。
- ⑪ 渡辺信一郎『古代中國における小農民経営の形成——古代國家形成論の發展のために——』(歴史評論 一九七七―二)。
- ⑫ 西嶋定生『漢代の土地所有制——特に名田と占田について』(史学雑誌 五八一―、一九四九→中國古代國家と東アジア世界)。
- ⑬ 平中孝次『秦代土地制度の一考察——「名田宅」について——』(立

命館文学 七九、一九五二）、同『漢代の「名田」・「占田」について』  
（和田博士還暦記念東洋史論叢、一九五二）、のちいずれも『中国古代  
の田制と税法』に収録。

① 平中考次『秦代の自墾田について』（橋本博士古稀記念東洋学論叢、  
一九六〇）中国古代の田制と税法』。

### 三 代田法における新耕区の設定

周知のように、前漢武帝期末年に施行された趙過の新農法としての代田法施行についての、唯一の記事は、漢書卷二四  
上食貨志上に見えているそれである。やや長文であるが、従来の解釈と一致しない部分もあるので、次に分段しながら全  
文を記すことにする。<sup>①</sup>

(A) 武帝は末年には征伐の事を悔い、廼ち丞相を封じて富民侯と爲し、詔を下して曰く、「方今の務は農に力むるにあり」と。趙過  
を以てて搜粟都尉と爲す。

(B) 過能く代田を爲る。一晦に三畝、歲ごとに處を代う。故に代田と曰う。古法なり。后稷始めて田に呷り、二つの耜を以て耨  
と爲す。廣さ尺、深さ尺を呷と曰う。長さは晦（百歩）に終る。一晦にして三畝、一夫（百晦）にして三百畝なり。而して種を呷  
中に播く。苗、二三葉を生ずれば、稍く隴の草を耨る。因りて其の土を墾して目って苗根に附す。故に其の詩に曰く、「或は芸り、  
或は芋う。黍稷儼儼たり」と。芸とは草を除くなり、芋とは根に附うなり。苗稍く壯となれば、耨る毎に輒ち根に附い、盛暑の  
比、隴盡きて根深く、風と旱とに能う。故に儼儼として盛んなるなり。

(C) 其の耕耘下種の田器は、皆便巧あり。率ね十二夫を田と爲し、一井一屋なり。故晦五頃にして、耦犁・二牛・三人を用う。一歲  
の收、常に縵田を過ぎること一斛目上なり。善くする者は之に倍す。

(D) 過、教えて太常・三輔に田つくらしめ、大農に工巧の奴と從事とを置きて、爲に田器を爲らしむ。二千石は、令長・三老・力田  
及び里の父老の善く田つくる者を遣わして、田器を受け、耕種養苗の狀を學ばしむ。

(E) 民、或は牛少なきに苦しみ、目って澤に趨くもの亡し。故の平都の令、光、過に教えて人を目って犁を輒かしむ。過、光を奏し  
て目って丞と爲し、民に教えて相に與に庸て犁を輒かしむ。率ね人多き者は、田つくること日ごとに三十晦、少き者は十三晦。故



を旨って田多く墾闢る。

(F) 過、試みに離宮の卒を旨って、其の宮の塠地に田つくらしむるに、課みて得たる墾は皆其の旁らの田より多きこと晦ごとに一斛目上なり。家田と三輔の公田に命ぜ令め、又た邊郡及び居延城に教う。是れより後、邊城・河東・弘農・三輔・太常の民、皆代田を便とす。力をを用うること少して而も墾を得ること多ければなり。

この代田法の畝立て法については、ほぼ諸家の意見は一致している。それは、一畝すなわち幅一步（一六尺）、長さ二百四十歩の短冊型の地に、幅一尺の三本の細長い𦵑を作りその𦵑のなかに播種し、作物の成長とともに、さきに𦵑の土を掘りあげて作った幅一尺の三本の壟の土をくずして、それぞれの𦵑の作物の根に培う。やがて、壟と𦵑は平均化され、翌年には、その年に𦵑であった部分を壟に、壟であった部分を𦵑にあて、同じ作業を繰返すと、要約してよいと思われる。

本稿でもこの定説に従って代田法の性格を考えたいのであるが、そこで問題となるのは、この代田法の記述に見える畝制を新制と見るか、旧制と見るかということである。従来の研究は例外なく、(B)に見える晦は旧制、(C)に見える晦は新制という見方をとっている。(B)に見える晦を旧制と見ることにについては、問題はないが、(C)に見える晦についてはどうであろうか。筆者は前掲別稿において、商鞅によって新畝制が施かれたのちにあっても、旧畝制は新畝制と二重うつしになつてのこり、漢代に入っても、具体的な耕作方式や、売買時の面積表示等の私的な分野においては、旧畝制が用いられるのが普通であつたろうと推測し、本稿第一章においても、そのことを追証した。

この(C)の部分の叙述がどの畝制に基づいているかを判定する鍵になるのは、ここで新旧両畝制のいずれが採用されていると考える方が、趙過の代田法の想定する農法に適合的かという問題である。

さて、齊民要術卷一耕田に引用する崔寔の政論には次のように記されている。

武帝は趙過を搜粟都尉に任命し、人民に先進的農業技術を教えさせた。その法は、三犁、一牛を共にし、一人でこれを將いるものであり、種を下すのも耨を挽くのも、全て一つの農具で行った。この方式によると、一日に一頃の地の播種が可能であった。今で

も三輔ではその利に頼っている。

この「三犁、一牛を共にする」、すなわち一頭の牛で三犁を挽くとされるシステムについては、天野元之助氏が、『中国農業史研究』のなかで、齊民要術のこの条の夾注に、「案ずるに、三犁一牛を共にすとは、今の三脚縷の如きものか」とあるのを引用して「今日、河北・河南・山西・陝西・甘肅などに見える三脚縷の原型であったと解さねばならぬ」と説かれているのによるべきであろう。そうすると、趙過の代田法における一畝六尺の幅に作られる三本の剛は、この三犁を一つにセットした三脚縷によって同時に作られることになる。この場合、一犁の犁き幅を一尺とすると、三本の犁頭によって幅三尺、犁頭間の幅が合計二尺で、三脚縷の横幅は漢尺で五尺、凡そ一・二m弱となるが、これは一牛に引かせることを推定すればリーズナブルと言えよう。そこで、この牛一頭が一日に新制百畝の地の播種を行ったとすると、漢尺を〇・二三mとして、牛が一日に歩む距離は、

$$0.23 \times 6 \times 300 \times 100 = 41400$$

の計算によって、四一・四kmとなる。たとえこれを通説どおり、新畝制の横幅を旧畝制のそれの二・四倍として計算しても、その距離は三三・一二kmとなる。いずれにしても、それは常識をこえた数字であり、代田法における耕作技術の基本もまた、旧畝制によって計られていたとするほかない。この場合には、耕牛の一日の行程は、四一・四kmの三分の一、すなわち一三・八kmとなる。これは、天野氏に従ってこの三脚縷を「播種溝を切開する場合、抵抗力のきわめて少ない犁、すなわち無床犁」の形式をとっていたとすると、理解できる数値である。

以上の耕牛による播種の場合に対して、(E)の部分には、この作業が人力によってなされる場合について描写しているが、そこでは「人が多い場合には、一日に三十畝」「人が少ない場合には、一日に十三畝」が人力犁の耕程として定式化されている。この「人多き場合」の解釈については、米田賢次郎氏は前掲の『趙過の代田法——特に犁の性格を中心にして——』のなかで、「この犁は元來が牛犁耕であるから、人をもつて代用した時は、三人や四人では充分とはいえず、恐らくは十

人近くの人が力を合わさなければ、犁の効果を充分にあげたとはいい難いであろう」とされる一方、牛耕と人力耕の「能率」(ここでは耕起速度についていう)を比較して、人力耕でも人多き場合には牛耕におとらぬスピードの耕起が可能であり、「両者の比較は極言すれば、人歩と牛歩のスピードの差に還元されるべきもの」と言われている。これに対して西嶋氏は同じく前掲論文において、米田氏の『能率』概念を批判して、人多き場合として、言わば無限の人力を想定することは不合理であるとされている。

ところで、この場合いずれの説によるとしても、「人多き場合」を何人と想定することは不可能である。ここはむしろ「人少き場合」を起点として論理を整理した方がよいと思われる。さて、この場合、論理的には「人少き場合」として、犁のカジとり一人、牽引者一人の二人一組の人力耕が考えられるのは当然である。そして重要なことは、この二人一組による人力犁の使用が、とりわけ関中の黄土地帯においては、多くの近現代のルポルタージュに記録されており、現今の旅行者もまたしばしばそれを目撃しているという事実である。米田氏は、この人力犁が本来牛耕犁であったことを理由に、その牽引に多数の人力が必要であったとされるのであるが、平郡令の光が過に教えた犁の構造が牛耕犁のままであったとは考え難く、あるいは、この人耕犁は当時民間ですでに実用化されていたのかも知れない。勿論、このような人力犁の作条効果は牛耕犁のそれに比して相当に劣っていたであろうが、それでもなお播種溝としての役割を果したことは、現今のケースと同様であろう。因みに言えば、一畝幅六尺の地に幅一尺の播種溝三条を作ると言っても、種子の覆土の深ささえ保障されれば、あとは六尺幅の地に三本の、ほぼ等間隔の作条が可能になれば、最低限の条件は満たされるはずである。こうして「人の力の少い場合」を、たとえば夫婦二人で犁をひく場合を指すとすれば、先に見た三脚縷の場合に一度に三本の作条が可能であるのに対して、人力犁の場合には一度に一本の作条しかできないので、同じ一畝の作条のためには、牛犁耕の三倍の距離を歩まねばならない。したがって、一日に旧制で十三畝の作条を行った場合にかれらが歩まねばならない距離は次の式によって与えられる。

$$0.23 \times 6 \times 100 \times 13 \times 3 = 5382$$

夫婦の一人が犁をひき、のこった一人が犁を操作してこれに従う場合として、一日五・四kmの行程は考えうる数字であろう。

次に、人多き場合に一日三十畝の播種溝の作条が可能になるという点については、その運行距離が、人少き場合の二倍より多く三倍より少いことが注目される。したがって、ここで想定される人数は、四人となる。犁の運行の速度が上れば田土の抵抗は急速に高まるので、これ以上の人力の投入によるスピードアップは効率的ではなかったのであろう。こうして、三人が牽引し、一人が犁を操作する、この人多き場合の一日の耕程三十畝というのは、先に見たように、一度に三本の作条痕をのこす牛が一頭の地を耕す場合に歩む距離とほぼ相等しいと言えよう。その一日に実際に歩む距離は、

$$0.23 \times 6 \times 100 \times 30 \times 3 = 12420$$

となる。こうして、われわれは趙過の代田法の場合の、犁の一日の耕程とそれに要する労働力の間に次のような関係を見出すことができる。

牛 耕…三犁一牛一人、一日に旧制一〇〇畝

人力耕…一犁四人、一日に旧制三〇畝

人力耕…一犁二人、一日に旧制一三畝

次に、これらの数字を、現今の牛耕による一日の耕地面積と比較してみよう。

天野元之助氏の民国期の山東地方での耕地面積についての研究によれば、一具牛の一日あたりの耕地面積は、そのなかにペース・メーカーとしての驟馬が入るか否かによって、大きく異なる<sup>②</sup>。例えば東昌・高唐等の地方では、牛二頭のセットは、一日に二・五〜三小畝を耕し、牛一騾一のセットは五〜六小畝を耕す。また、博山では牛三頭が一大畝を耕し、牛二騾は一・五大畝を耕す。こうして、牛のみの一具牛の一日の耕地面積は、ほぼ一大畝(≒三小畝)であり、これは周制

の約九畝にあたる。崔寔の伝える趙過の犁耕と現代の山東地方の犁耕との間にあるこの十倍をこえる大きな差は、山東と山西の土質の差にもよるであろうが、何よりも犁そのものの性格に起因すると思われる。まず、崔寔の伝える趙過の犁は、天野氏の推定されるように、現今の三脚縷の原型としての播種専用の縷であった。代田法における二人～四人による人力犁の一日あたりの耕作面積でさえ、現今の山東地方での牛数頭の犁のそれの三倍以上に達していることから見れば、この崔寔の伝える趙過の犁がいかに播種溝の造成という目的のために特化したものであるかが推測できる。今一つの要因は、先にもふれたスキ幅の問題であり、それはほぼ一般耕犁の三倍の幅を、同時に耕したと思われる。

以上によって、崔寔の伝える趙過の犁が、播種作条に特化した三脚縷であろうとする立場から、その耕作能率の高さを説明する天野元之助氏の説を、やや異った角度から検討するとともに、その耕法の基礎が旧畝制すなわち周畝によって示されていたことを再確認できたと考える。

次の問題は、漢書食貨志の代田法の記述の(c)に見える趙過の犁が、これまで見てきた崔寔の伝える趙過の犁とは著しく異っており、それは『耦犁・二牛・三人』を一具とするものであったという事実である。

この耦犁の具体的実態については、熊代幸男は『東アジア犁耕文化の形式』のなかで「趙過の『耦犁・二牛・三人』の耕法は、インド初発型のような重い横木に脚のついた縷犁を併用して、条播を耕田に導入したものと考えられ、天野元之助氏は「黒龍江安達地方で用いられた『対犁』の如く二本のスキが並行してつながれた形式」を想定されている<sup>①</sup>。

いずれにしろ、その運行距離あたりの耕作面積は三脚縷の三分の二、一般耕犁の二倍ということになる。したがって、この点だけから考えると、その一日の作条面積は一日旧制六七畝以下ということになり、現今の山東省の耕犁の一日の耕作面積の二倍として旧制の約二〇畝以上ということになる。

ところで、のちに再び問題とするように、趙過の代田法の核心の一つは、従来の救夫の地を、新しく拡大された大耕区として設定し、これに迅速な作条播種を行なう点にあると思われ、代田法施行時にもしこのような三脚縷がすでに出現し

ていたなら、必ずこのことに対する言及があるはずである。したがって、(c)に記された『耦犁二牛三人』の耕法の一層の発展のなかで、作条播種の目的に特化した三脚縷が出現したものと考えるのが合理的であろう。そうすると、本来の代田法における『耦犁二牛三人』の一具牛は、耕犁の播種型としての三脚縷への分化の過渡期にあったものと考えられ、その運行速度は縷よりは犁に近かったのではないだろうか。そうすると、この本来の趙過の犁の一日の耕作面積は、さきの二つの数値の間のやや下よりとして、三十畝から四十畝の間と想定できよう。

米田賢次郎氏は、その前掲論文のなかで、播種に適した期間が非常に短かい華北農業の特性から、十六日〜十七日を、それ以上に延引を許さない播種のためのギリギリの耕起日数であるとして、一日三十畝、十六日〜十七日で五頃という対応関係を想定された。米田氏のこの計算は、いずれも新畝制によっているが、これを旧制に置きかえても当然のことながら同様の計算が成立する。こうして、米田氏の想定する播種期間を踏襲できれば、代田法において適当とされるべき新耕区は、一具牛の一日の耕起面積を旧制三十畝として、旧制五頃程度、旧制四十畝として旧制六頃程度ということになる。さて、代田法の耕区に関する(c)の部分の原文は、次のようである。

其耕耘下種田器、皆有便巧、率十二夫、爲田一井一屋、故晦五頃、用耦犁二牛三人、一歲之收、常過縷田晦一斛以上、善者倍之。

この部分は甚だ難解であるが、この条に附せられた鄧展の注によって読むのが通説となっている。鄧展によると、十二夫すなわち周制千二百畝の耕地は、二百四十歩一畝の新制によって読みかえると五頃となるという。しかし、これまでに縷述してきたように、代田法の耕作法としての基礎は旧畝制によって示されているのであり、また旧畝制の千二百畝は新制では四頃となるので計算が合わない。鄧展の注に従うかぎり、文中の「故晦五頃」は「故に(新制の)晦として五頃にあたる」と読むしかないが、それでは新制が突如出現することになって文において順ならず、またすでに見たように、新制五頃の地は一具牛の経営対象としては広きに過ぎて、とても画期的な収量をもたらすことはできそうにないのである。

ここで想起されるのは、新出の孫子吳問篇において、耕地の広きをあらわすのに規準となる陌の長さを示し、これと直

交する一定の長さとの積によるという方法を採用していたことである。そこではこの陌の長さが吻であらわされていた。

ところで、この孫子吳問篇に対する整理小組の注では、この『吻』がそのように読まれたのは、馬王堆帛書『易說・昭力』篇で『四海』の語が『四勿』と書かれていることに基づいている。このことは、吻と晦とが相通じることを示している。このことを参考にして考えれば、問題のこの部分は「故晦（すなわち旧制での規準となる陌に対して）五頃ごとに、耦犁・二牛・三人を用う」と読んで、旧畝制を基礎とした新しい耕区の設定について述べているものとすべきではないだろうか。すなわち、一具牛の耕区としての旧畝制による五頃の広さの設定である。天野元之助氏によれば、齊民要術卷頭雜説に見える適合経営規模としての小畝三頃とはすなわち周制三百畝のことであり、また現今の華北での一具牛の負担耕地は現今の畝制での六十畝から百畝であるとも言われているので、代田法における旧制すなわち周制五百畝の耕区の設定は、それでもなお広すぎると言った方がよいくらいなのである。

ところで、この新耕区の設定が従来の地割に対してもつ意味は、商鞅田制がそれ以前の地割に対してもつた意味とは大きくことなっている。商鞅田制の生産力的基礎は、鉄製農具を用いるとは言え、従来と同様の手労働農法であり、ここでは従来の地割は可能な限り尊重された。しかし代田法の場合の生産力的基礎は鉄犁牛耕の採用にあり、ここで設定された旧畝制による五頃の耕作にあたっては、耕地条は陌道をこえて、五頃の地を縦断すべく設計されていたはずである。そうすると、ここに出現するのは、もはや従来の阡陌制度にもとづく畝制とは完全に異質の、いわば一種異様な畝制であったはずである。そこでこうした抵抗の大きい畝制を導入するのにあたって利用されたのが、新畝制を十二夫Ⅱ一井一屋に等置する仮托であったと思われる。

ところで、耕地条をより長くすることが、代田法での新畝制のかなめであったとしても、それをどの程度まで延ばすかは、新畝制そのものからは最終的な答えはひき出しにくい相対的な問題であったはずである。そこで注目されるのが、これまでの旧畝制およびその基礎となっている阡陌制度とのおれあい、ならびに仮托の方便という二つの要素である。

まず、仮托の方便という点について考えると、新しい耕地の設定にあたっては、田一井一屋を単位とするよりは、田一井を単位とした方が望ましいのは明瞭であろう。にもかかわらず、代田法において一井一屋が一代田区に選ばれたのは、これまでの畝制との妥協が計られたからであろう。そうすると、ここに出現するのは、これまでの畝制と代田法による畝制との最小公倍数的畝制であるとすべきであろう。

ここで話を代田法による新畝制の前提としての漢代の畝制のあり方にもどすと、纏述したように、そこではいわゆる周制としての旧畝制、旧制百歩×旧制百歩の面積を百畝とする畝制と、商鞅田制に由来する旧制百歩×新制二百四十歩（旧制三百歩）の二つの畝制の共存がみられる。したがって、商鞅田制の場合には、地積の最少単位としてのツポは、旧制一歩×新制二・四歩（旧制三歩）という奇妙な折衷的尺度体系による面積だったのである。この、商鞅田制成立時の歴史的制約の表現としての、早晚解消さるべき不自然さに注目することによって、新しい最小公倍数的耕地設定を行ったところが代田法の形式面での存在意義が見出されるのである。

さて、この折衷的体系中の新要素、すなわち旧制一・二五歩からなる新歩のみによる地割を二百四十歩一畝制によって、現実存在する旧制百歩（旧制八十歩）単位の地割と一致するものとして設計すれば、その最少限の単位は、新制歩で二百四十歩（旧制三百歩）と、新制歩で四百歩（旧制五百歩）とを掛けあわせた広さとなる。そして、この新区画を、新制一歩と新制二・四歩の新しいツポを規準として計ると、その全体の面積は四頃となる。

ところで、本文にいう十二夫の田という田地区画の方式は、すでに前掲別稿でのべたように商鞅田制への対応として成立した斉国における新耕地設定の原理にもとづいている。すなわち、斉国の新田制においては、三夫すなわち周制三百畝の地がいわば斉大畝として、商鞅田制での新制百畝の地と対応したのであり、斉制においては十二夫すなわち一井一田の田は、大畝四頃に読みかえられていたのである。

こうして、代田法においては、新旧両尺度の混合として表現される商鞅田制での五頃を、新尺度のみによる畝制の四頃



と等置するというトリックを通して、その畝制を古典に結びつけてオーソライズするという手法がとられたのである。

このようにして、換骨脱胎の手法を通じて古典に仮托された代田法による新畝制中の一経営単位こそが『故晦五頃』すなわち周制五頃の耕地だったのである。

以上の考証によって知られる代田法の地割の面での特質を個条書にしてまとめれば、凡そ次のようになる。

(1) 一代田区は、たて、旧制五百歩×よこ、旧制三百歩の大きさをもつ。それは、たて、旧制千歩×よこ旧制三百歩として構成される商鞅田制の十頃の地の半分である。

(2) そこでは、耕地条はたてに旧制五百畝の長さで決定され、両端の陌道以外の、耕区中の陌道は消滅した。

(3) この一代田区の三分の一の面積、すなわち、たて、旧制五百歩、よこ、旧制百歩によって構成される縦長の耕地が、代田法における一具牛の耕区である。

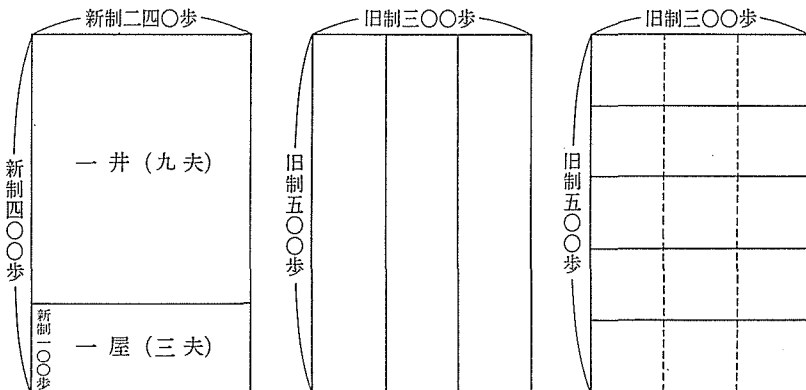
(4) 一代田区は、従来の商鞅田制における、たて、旧制歩×よこ、新制歩(「一・二五旧制歩」という折衷的尺度の体系とは別に、縦横ともに新制歩によって計量しうる形をとった。したがって、代田法における畝制、あるいは換言すれば鉄犁牛耕による畝制は、早晚新制尺のみによ

図Ⅱ 代田法の耕区

(1) - a 全面的に新尺度で表現した場合の代田法の耕区概念

(2) - a 新地割としての代田法の耕区

(2) - b 葛地割のなかの代田法の耕区



って計られる新畝制に転化するものと思われる。

最後に、以上の考証によって新しい姿をとることになった、代田法の耕区設計(図Ⅱ)を掲げておきたい。

① 解釈に際しては、西嶋定生『代田法の新解釈』(野村博士還暦記念論

文集・封建制と資本制、一九五六・その後訂補して、中国経済史研究に収録)。米田賢次郎『趙過の代田法——特に犁の性格を中心にして

——』(史泉二七・二八、一九六三)。渡辺信一郎前章注⑩論文等を参照したが、諸氏の見解に従がなかった部分もある。

② 天野元之助『山東農業経済論』(一九三六)、同『中国畝制考』(会泉

経済研究復刊第三集、一九五八)。

③ 西山武一・熊代幸雄『校訂訳注「齐民要術」』(一九五九)中の『齐民要術論攷』東アジア犁耕文化の形成』。

④ 天野元之助『中国農業史研究』(一九六二、お茶の水書房)の第三篇『農具篇』の第二章『スキの発達』参照。

## おわりに

田制史の観点から中国古代史を觀察するとき、BC四世紀半ばの秦の商鞅から、BC二世紀半ばの漢の武帝に至る凡そ二百年の期間は、一つの田制から今ひとつの田制への、中国史の舞台の広さを念頭において考えれば、はなはだしく急激な転換期・過渡期にあっていた。

商鞅田制に先だって存在していたのは、隔年耕作の共同体的易田体制であった。農法の面からこの時期の変化を見れば、それは〔I〕共同体的易田農法→〔II〕小經營的易田農法→〔III〕小經營的年一作方式という過程として要約できよう。〔II〕の段階の始点となったのが商鞅の田制であり、〔III〕の方式を実態に先駆けながら、田制の基本原理として措定したのは、漢の武帝の新畝制の全面的採用である。

このような農法と農業生産力の發展変化は、それに対応する田地をめぐる公私の紐帯の性格の変化と結びついている。それは〔I〕共同体的名田→〔II〕共同体的・小經營的名田→〔III〕小經營的名田の三段階の土地識認方式の変化として要約理解できよう。そしてさらに、このような変化に対応して、国家あるいは共同体の農民剰余の収奪原理は、〔I〕定額耕区対象

↓Ⅱ耕地対象→Ⅲ保有地対象と変化した。その徴収率は、保有地対象として見れば、二十分の一から三十分の一へ、耕地対象として見れば、十分の一から二十分の一程度へと変化した。これらの局面においても、Ⅱの段階の始点となったのが商鞅の田制であり、Ⅲの段階の始点となったのが武帝の改革であったと理解できよう。

ところで、このような変化の底に横たわっていた技術的要因は、木器・石器による手労働農具の鉄製のそれへのおきかえであり、このような大変化にもかかわらず、地割の基本としての阡陌制度は、この二百年の間、相変わらず、その生命力を維持しつづけていた。そこではなお、本文に示したように、旧畝制と新畝制は、同じ田地の二重の面積表示方式として共存していたのである。

これに対して、阡陌地割の最終的崩壊をひきおこす要因となったのは、漢代に入って急速に進行した鉄犁牛耕にもとづく豪族経営の発展である。この新農法を伝える代田法の記録においても、少くともその出発点においては、旧畝制がその農法表現の基礎となっていたが、その技術的基礎の従来の農法との質的相異によって、ここではじめて、従来の地割とは異質の新耕区が設定され、実質化されたのである。

〔附記〕

本論文投稿後に、渡辺信一郎氏の『中国古代社会論』（青木書店、一九八六・九）が発表され、そこでは同氏の旧稿とはことなっており、商鞅田制における一畝の耕地条を幅一歩・長さ二四〇歩とする新見解が見られる。すでに筆者の前掲別稿によって、このような見解が成立しえないことは明らかであると思われるが、ここでは、とりあえず渡辺氏の新見解そのものに即して、問題点を指摘しておきたい。

(1) すでに商鞅田制において長さ二四〇歩の狭長地片が出現していたとすると、漢代に進行する豪族の鉄犁牛耕の発展による阡陌制度の破壊によって、さらに狭長な耕地条が出現したことになるが、このような想

定は華北平原の地理的状況からして困難であると思われる。現実には、そのような狭長地片は東北平野でのみ見られる。

(2) 新見解では、青川田律文の「畝二畛」が「畝ごとに二畛あり」と読まれるが、そうすると、畝と畝の間には二本の畛が相接して作られることになるが、その農法上の根拠が不明である。

(3) 漢代の買地券の「桓千東」の一語によって、阡がその東西に五陌づつの耕地を統轄していたとされるが、それならば同様に「馬領陌北」の一語によって、陌がその南北に耕地を統轄していたと解さなければならぬ。これは、陌はそれに北接する耕地を統轄し、阡はそれに東接する陌を統轄したと考えるべきであろう。

## The Land System of *Han* 漢 Dynasty

by

Yasuhiko Satake

In my another paper, I provided the view that real size of 1 *mu* 畝 in the land system of *Shang yang* 商鞅 in which 1 *mu* was equal to 240 *bu* 步, was three times the size of the one in the old system of *Chou* 周, in which 1 *mu* was equal to 100 *bu*. In connection with this viewpoint, assuming that these two systems of the *mu* were converted at the same rate as before and that they coexisted, I maintained that the imposition on the land tax at the rate of one fifteenth during the *Former Han* was imposed on the plowland of farmers, but the tax at the rate of one thirtieth under the rule of *Wu di* 武帝 was imposed upon all the lands that farmers owned. The latter implies, from the viewpoint of agricultural production capacity, the last step of the move to an annual singlecropping system, and from the viewpoint of the land tenure system, the abandonment of the old system in which the state held a grasp of the conditions of each farmers' lands. The basis of social change which began with the land system of *Shang yang*, was the spread of farming with iron hand farm implements.

In the last chapter, we examine the system of *Dai tian* 代田 as the starting point of the development of farming with the iron plow pulled by oxen, which was a new departure. And it was demonstrated that at least at the starting point, the old system of *mu* was the basis of this way of farming. In particular, the farming unit of the system of *Dai tian*, which was thought equal to the area of 5 *qing* 頃 in the new system as before, was really equal to three farming units of 5 *qing* in the old system.